

# 組合のご案内

R4・1・1

## 宮川漁業協同組合

岐阜県高山市桐生町5丁目190  
電話 (0577) 32-7606番

### 遊漁者の皆さんへ

公共性の強い共同の川でお互いに楽しく漁をするために、自分勝手な行動は統制をみだし、他人に迷惑をかける事になります。他の団体にもあるように漁業にもいろいろの規則があり、更に他人に迷惑をかけない道徳的な常識を守ってほしいと思います。

当組合の漁場管理区域は別図の通り、宮川上流、小鳥上流、川上川、荒城川下流、小八賀川下流、及びその支流を含め県下の漁協中最良の釣場を有しております。

特に組合員の漁業生産向上を図るとともに、みなさんに楽しく遊漁していただくため、漁場の保全並びに鮎、やまめ、いわな、にじます、こい、うなぎ等の稚魚・成魚放流による積極的増殖に多額の費用を投じ管理の万全を期しておりますが、遊漁される皆さんにもその趣旨をご理解願ひ、格別のご協力をお願い致します。

**遊漁者の漁法は竿釣り・手釣りに限り、網漁・やす・ひっかけ類の漁法は全面禁止です**

### 遊漁のお申込みについて

遊漁証の交付は下記遊漁料にて、高山市内、飛騨市古川町内の取扱所及び釣具店にて行ないます。

### 遊漁料金

大 人	漁業種類	年 釣	日 釣	・女性 ・心身障害者 (身体障害者 手帳3級以上又は 療育手帳の所有者)	漁業種類	年 釣	日 釣
	鮎 漁	10,000	2,000		鮎 漁	5,000	1,000
雑魚漁	7,000	1,300	雑魚漁	3,500	650		
鮎・雑魚共通漁	17,000		鮎・雑魚共通漁	8,500			

### 特にご注意願ひたいこと

1、無鑑札・不携帯で遊漁中漁場監視員に納付する場合は、下記の割増料金が加算されます。

漁業種類	日釣料金	漁業種類	日釣料金	備 考
鮎 漁	2,000円	雑魚漁	1,300円	中学生以下無料

2、年釣(共通漁を含む)遊漁証の有効期間は、鮎漁は12月末日まで、雑魚は3月1日から翌年2月末日まで。

但、やまめ・にじます・いわなに限り9月10日から漁獲禁止

3、遊漁証は万一紛失されても再交付は致しませんから大切にしてください。

4、遊漁証は記名した人だけが使用するもので、他人に貸与することはできません。

5、漁業禁止区域について

禁漁区は魚の増殖保護を図るため遊漁規則により別図記載の通り設定してあります。現地には標識が立ててありますが、場所及び禁止期間にご注意下さい。

◎本組合地域内で遊漁をなすものは、総会の申し合わせにより次の事項を守らなければならない。これに違反したものは、漁業権遊漁規則11条の適用を受け違約金を徴収されます。

### 1、遊漁証の携行

遊漁をなすものは、組合の発行する遊漁承認証を必ず携行し、係員及び組合員より提示を求められたときには、これに応じなければならない。

### 2、禁止事項

(イ) 遊漁者の漁法は竿釣り、手釣り以外を禁止する。

(ロ) どぼんこ、いかりかけの類は1月1日より8月31日まで禁止。

(ハ) あゆの解禁日は6月最終日曜日とする。

(ニ) 鯉釣用竿の数は一人3本以内とする。

(ホ) あゆ毛針釣は7月10日まで禁止する。

### 3、禁漁区内での漁業禁止

本組合の禁漁区は次の通りである。

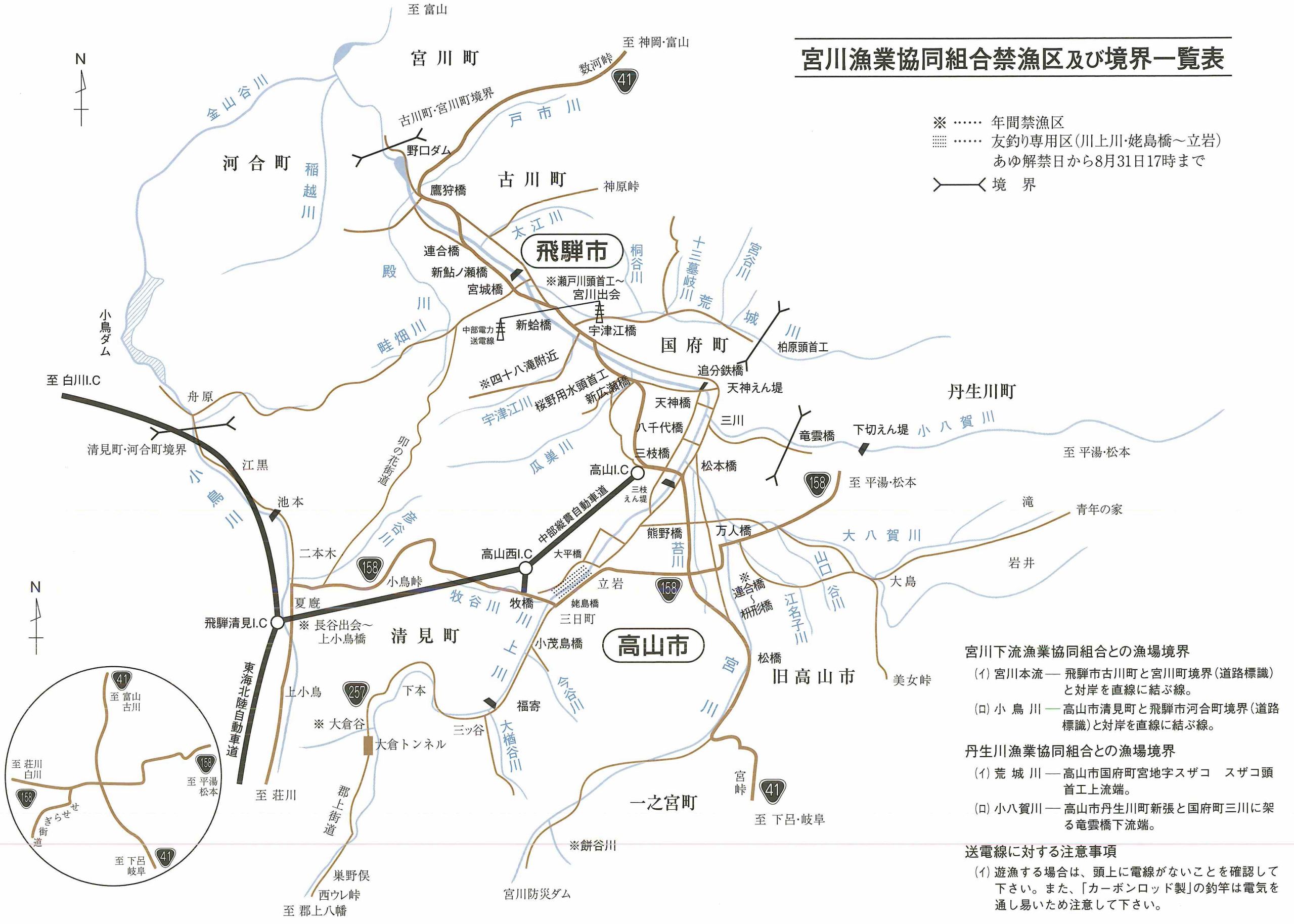
大倉谷川 高山市清見町大倉滝より下流川上川合流地点まで1,000mの区域	1月1日～ 12月31日まで
宮 川 高山市一之宮町宮川支流餅谷川の全域	"
宮 川 高山市栴形橋上流端から連合橋下流端までの区域	"
荒城川 飛騨市古川町瀬戸川頭首工上流端から宮川合流点まで800mの区域	"
宇津江川 高山市国府町宇津江荷着々洞3235番地先に架かる峯越林道橋上流端より上流860mの区域	"
宮 川 高山市一之宮町岩畑えん堤上流端から下流常泉寺川出合えん堤上流端までの区域	あじめどじょう漁業のみ禁止
小鳥川 高山市清見町夏厩、長谷出会に架かる林道橋下流端より上流、上小鳥橋上流端までの区域	あじめどじょう・かじか漁業のみ禁止

### 4、魚種、期間及び全長の漁獲禁止

魚 種	禁 止 期 間	全 長 制 限 ( 年 間 )
いわな やまめ にじます うぐい	9月10日から翌2月末日まで " " 4月1日から5月31日まで	いわな、やまめ、にじます15cm以下、うぐい10cm以下、こい20cm以下、ふな6cm以下、うなぎ30cm以下は漁獲を禁止します。
あじめどじょう	1月1日から12月31日まで	区域 高山市一之宮町岩畑えん堤上流端から下流常泉寺川出合えん堤上流端までの区域内禁止
あじめどじょう かじか	"	高山市清見町夏厩、長谷出会に架かる林道橋下流端より上流、上小鳥橋上流端までの区域

※ニホンウナギの資源保護のため、10月1日から翌年3月末日までの間、全長30cm以上の下りうなぎの採捕を禁止します。捕れた場合は再放流をお願いします。

# 宮川漁業協同組合禁漁区及び境界一覧表



- ※ ..... 年間禁漁区
- ▨ ..... 友釣り専用区(川上川・姥島橋～立岩)  
あゆ解禁日から8月31日17時まで
- 境界

- 宮川下流漁業協同組合との漁場境界**
- (イ) 宮川本流 — 飛騨市古川町と宮川町境界(道路標識)と対岸を直線に結ぶ線。
  - (ロ) 小鳥川 — 高山市清見町と飛騨市河合町境界(道路標識)と対岸を直線に結ぶ線。
- 丹生川漁業協同組合との漁場境界**
- (イ) 荒城川 — 高山市国府町宮地字スザコ スザコ頭首工上流端。
  - (ロ) 小八賀川 — 高山市丹生川町新張と国府町三川に架る竜雲橋下流端。

**送電線に対する注意事項**

(イ) 遊漁する場合は、頭上に電線がないことを確認して下さい。また、「カーボンロッド製」の釣竿は電気を通し易いため注意して下さい。